

説明会での主な質問と回答

小平都市計画道路3・4・10号小平大和線 事業概要及び測量説明会

平成30年3月20日（火）午後7時～午後8時30分 小川西町公民館（ホール）

Q1 道路整備にかかる費用と、国や東京都の補助金の割合、小平市の負担の割合を教えてください。

A1 道路整備にかかる概算事業費は60～65億円と想定していますが、今後、鉄道事業者との協議により、工事の方法等を確定していくため、事業費は上下することが考えられます。補助金や負担の割合ですが、概ね国が50%、東京都が25%、小平市が25%となるものと考えています。

Q2 用地取得の契約・補償金の支払から物件移転までの期間について教えてください。

A2 用地取得の契約後、土地については、所有権の移転登記を行った後、補償金をお支払いします。建物については、初めに全体の8割を補償金としてお支払いした後、約半年間で建物の撤去や引っ越しを行っていただき、完了次第、補償の残金をお支払いします。

Q3 事業概要及び測量説明会から工事説明会までのスケジュールについて、配布資料に沿って説明してほしい。

A3 配布資料11～13ページに沿って説明します。

「①事業概要及び測量説明会の開催」については、本日行っています。

「②現況測量の実施」と「③用地測量の実施」は平成30年度に実施予定です。

「④事業着手の手続き」は平成31年度に行い、事業認可を取得する予定です。

「⑤用地説明会の開催」は、事業認可取得が順調に進み、平成31年度の早い時期に取得できた場合は、平成31年度中に行う予定です。事業認可取得が平成31年度末となる場合は、平成32年度に行う予定となります。

「⑤用地説明会の開催」の後、個別に「⑥用地折衝・協議」、「⑦契約・補償金の支払い」、「⑧物件移転」を行います。用地取得期間は概ね4～5年を予定しています。用地取得の完了後、「⑨工事説明会」を開催し、道路工事を実施します。用地取得が順調に進んだ場合、平成36年度頃より概ね4～5年かけて工事を行う予定です。

Q4 用地取得の優先順位はあるのか。

A4 用地取得の順番は、皆さまの事情を個別に伺い検討します。なお、搬入路等で、先行して工事を実施する必要がある場合には、その箇所の用地取得を優先的に進めていく場合も考えられます。

Q5 道路にかからない残地は、用地取得の対象にならないのか。

A5 原則的には、道路にかかる部分を買収させていただきますが、残地の面積や形状によっては、個別に協議させていただきたいと考えております。一般的には、残地については残地補償により、金銭的に対応させていただくケースを想定しています。

Q6 100名以上で共有している私道があるが把握しているか。

A6 大勢の方で共有している私道があることは承知していますが、詳細については、今後資料調査を実施し、共有名義の人数等を確認します。

Q7 私道のような共有地の所有権の買い取りについて、方針は決まっているのか。

A7 今後、法務局で最新の情報を取得した後、対応について考えていきます。

Q8 大勢の所有者がいるため、用地取得が遅れる可能性があるのではないかと。

A8 大勢の所有者がいる場合でも、個別に契約させていただきます。人数が多いほど用地取得の時間がかかりますが、事業期間の中で、計画的に進めていきたいと考えています。

Q9 行方不明の所有者がいる場合、どのような対応をするのか。

A9 市でできる範囲で調査を行いますが、どうしても所有者と連絡が出来ない場合は、収用委員会を通じて対応する場合も考えられます。

Q10 計画幅員が33.5mの箇所を教えてください。

A10 掘割部の標準幅員は、副道も含めて30.5mですが、富士見通り側の交差点付近については、右折レーン3mを設置するため、幅員が33.5mとなっています。
※府中街道側の交差点についても右折レーン3mを設置しますが、アンダーパス部から地上に上がる途中からの設置となるため、右折レーンの2m分が追加され、32.5mとなっています。

Q11 富士見通りとこぶし通りの交差点に信号機を設置してほしい。

A11 本路線の整備に伴う、交通管理者である警察との事前協議では、整備前の状況での信号機の設置は難しいとのことでしたが、整備後は、富士見通りとこぶし通りの交差点と、府中街道との交差点への信号機の設置について、概ね理解をいただいています。

Q12 府中街道には既に信号機が設置されているがどういう意味か。

A12 本路線の整備後は十字路の交差点となるため、新たに信号機を設置するという意味です。

Q13 富士見通りの踏切から青梅街道までの道路は、幅員が狭く大型車が通行すると歩行者に危険が及ぶため、搬入路として使用しないでほしい。

A13 本路線の工事は大がかりとなることが想定され、騒音及び振動で皆さまに多大なご迷惑をお掛けすることとなるので、皆さまのご意見・ご要望は聞き入れながら工事を進めたいと考えています。工事業者にも市が適切な指導をいたします。工事を実施する際は、工事説明会を開催するので、その際にもご意見をいただきたいと考えています。

Q14 本路線の整備効果を教えてください。

A14 「小川駅前周辺地区まちづくりビジョン」を市民の提案を受けて策定した際、小川駅周辺の25ヘクタールの様々な問題が議論され、狭隘道路、行き止まり道路の解消のほか、本路線の早期整備が挙げられており、市民からも要望が強い路線と考えています。主な整備効果として、二中通り、中宿通りの渋滞緩和、歩行者や自転車の安全性・快適性の確保、小川駅西口地区で取り組みが進む再開発事業と連携したまちづくりの促進、災害時の安全な避難路の確保による防災機能の向上などの効果があると考えています。

Q15 用地取得の折衝が上手くいかない場合、強制的に執行するのか。

A15 可能な限り、任意の契約にご協力をお願いしたいと考えていますが、どうしても合意に至らない場合は、土地収用法の定める手続きに則り進めていく可能性があります。

Q16 鉄道の地下化工事の際、土砂を搬出するトラックが道を塞ぎ、問題となった事例がある。そのような事態にならないよう、念入りに対策を練ってほしい。

A16 工事業者を指導し、場合によっては皆さまに迷惑をかけないように対策を設計に盛り込み、順調に工事が進むようにしたいと考えています。

Q17 本路線の整備により、市道第A-61号線から東側の既存道路と西側の拡幅部の間に段差が生じるが、安全対策はどうするのか。

A17 整備後、既存道路との段差に対応するため、必要に応じて、バリケード等を設置し、安全対策を行うことを考えております。

Q18 家の前の道路に、チョークで印が書かれていたが、調査を実施する場合は告知してほしい。

A18 まだ測量作業を開始していないため、市の調査で書いた印ではないと考えております。平成30年度に測量作業を開始する際は、事前にPRのチラシを配布し、宅内に入る際は告知を行います。

Q19 事業認可取得から都市計画道路完成の期間を最大何年と考えているか。また、用地取得の期間を最大何年と考えているか。

A19 事業認可取得から都市計画道路完成までは、概ね9年間を想定しておりますが、鉄道と交差する路線の事業では、工事の規模が大きいため、10～15年の期間を要するケースが多くあります。

用地取得の期間は、順調に進んだ場合4～5年間と考えていますが、用地取得の状況によっては、2年程度延長すること考えられます。また、鉄道事業者との調整もあるため、用地取得が順調に進んでも、工事に時間を要することが考えられます。

Q20 用地取得の強制執行について、どの段階で考えるのか。

A20 基本的には強制執行ではなく、任意での契約を進めていきます。どの段階で強制執行となるかは、個人の事情にもよるため、一概には回答出来ません。例えば金額にご不満がある場合などは、東京都の収用委員会等の第三者機関を交えて協議するといった手続きもございます。

Q1 都市計画道路の中に全ての土地がかかっている場合と、一部がかかっている場合の用地補償の違いを教えてください。

A1 土地が都市計画道路に全てかかっている場合は、全ての土地・建物の補償をします。土地の一部がかかっている場合は、建物のどこにかかるのか、また残った土地に家を再建可能かどうかによって評価が変わります。庭先のみかかる場合は、そのかかっている土地の部分だけを補償します。
土地にどの程度かかるかは、今後の測量で確定します。

Q2 用地取得や転居の時期等、スケジュールの目途を知りたい。また工事完了の目標時期を教えてください。

A2 用地説明会後に物件調査をさせていただき、補償算定に必要な情報を取得し、その後、個別に用地折衝・協議を行います。用地取得の期間は概ね4～5年と考えています。工事は用地取得の状況に合わせて行いますが、工事期間は概ね4～5年と考えています。

Q3 道路整備のイメージを知りたい。

A3 配布資料21、22ページをご覧ください。地上にある鉄道の敷地はそのまま残ります。鉄道敷地以外の、道路が地表面より下がる区間については、両側の各交差点から徐々に道路に傾斜をつけ、鉄道の下に入るような形状となります。鉄道敷地までの区間は上が開いているため、トンネル形状にはなりません。
立体交差の区間と地表面の高さに違いが生じるため、地域の南北に分離が生じますが、副道を設置して、南北の行き来を確保できる計画としています。
また、府中街道の部分は現在丁字路ですが、今回の整備により十字路となります。そこで直進車と右折車が安全に通行できるように、右折レーンを整備するため、府中街道から東側の市道第A-61号線までの区間も合わせて整備対象としています。

Q4 工事は整備区間を一斉に行うのか、または鉄道を挟んで片側の区間から行うのか。鉄道東側で南北の行き来ができなくなる場合、迂回する必要があるため不便になるのではないかと。

A4 本路線は鉄道をアンダーパスで通る道路のため、非常に大がかりな工事になることが予想され、工事全体の期間は概ね4～5年と考えています。
工事の順序としては、現段階では設計をしていないので、確定的なことは言えませんが、最初にアンダーパス部への搬入路を建設し、その後アンダーパス部の工事を実施し、最終的に、アンダーパス部前後区間の道路を整備することを想定しており、一斉には施工できないと考えています。
本路線の南北の行き来については、アンダーパス部を建設後、最初の段階で副道を整備し、皆さまが南北に行き来できるようにしたいと考えています。

また、アンダーパス部の工事の前に搬入路として、用地をある程度取得する必要があります。

工事の際は工事説明会を開催し、施工手順を説明します。その際にはご意見・ご要望をいただきたいと思います。

Q5 用地説明会はいつ頃開催するのか。また用地説明会から物件移転までの期間も教えてほしい。

A5 用地説明会の開催は、事業認可取得が順調に進み、平成31年度の早い時期に取得した場合は、平成31年度中に行う予定です。事業認可取得が平成31年度末となる場合は、平成32年度に行う予定となります。

用地説明会の開催後、個別に用地折衝・協議、契約・補償金の支払い、物件移転を行います。用地取得期間は概ね4～5年を予定しています。

Q6 用地説明会から都市計画道路の完成までの期間が概ね9年と記載があるが、予定どおりにいくのか。

A6 予定どおり進めて行きたいと考えています。

Q7 測量の立会いは、関係する地権者全員が一斉に立会う必要があるか。

A7 関係する地権者全員が同じ日に立会うのが無理であれば、調整できます。境界点にあらかじめペイント等で表示し、現地で表示物の位置を各々確認していただくため、一斉に立会いをしなくても対応は可能です。立会いの際は、測量業者に市の職員が同行します。

Q8 立会いは土日・祝日でも対応可能か。

A8 可能です。立会いのお願いは平日の日程で郵送しますが、都合が悪い場合には、事前に連絡頂ければ、土日や祝日の立会いにも対応します。

Q9 事業用地から離れた場所でも、道路完成により土地や家屋の資産価値が下がった場合は補償されるのか。

A9 道路用地にかからない土地への補償はありません。ただし、用地取得後に残った残地についての評価が下がった場合、その分の残地補償はございます。

Q10 府中街道付近の、道路の形状が交差点部で細くなっている箇所について、残地部分が半分程度残ってしまうので、残った土地も全て買い取ってほしい。

A10 原則として道路にかかる範囲のみの買収となりますが、今後、用地測量を実施し、どのくらい用地が残るか調査します。その上で、ポケットパークなどの利用ができれば、買収させていただくことも考えられますが、現段階では判断できない状況です。

Q1 1 参考までに、こぶし通りの事業認可から道路完成までの期間を教えてください。

A1 1 こぶし通りは都市計画道路事業で整備された区間と土地区画整備事業で整備された区間があります。昭和 59 年～平成 5 年度に栄町土地区画整理事業、平成 6 年度～平成 12 年度に小川西町土地区画整理事業、平成 10 年～平成 16 年度、平成 15 年～平成 21 年度、平成 19 年度～平成 23 年度に都市計画道路事業で整備しています。

Q1 2 都市計画道路が自分の土地に 20～30 センチかかるようであるが、道路線形を多少ずらし、かからないようにすることは可能か。

A1 2 現在の道路線形は概略線のため、測量をした結果、土地に更にかかる可能性もありますし、かからない可能性もあります。平成 30 年度に実施する測量により、道路が土地にどの程度かかるのかが判明します。

仮に 20～30 センチかかる場合、道路線形をずらすと、今度は反対側に住んでいる方の土地に影響が出てしまうため、道路線形を変更することは難しいです。

なお、計画線は総合的に判断して決定いたします。